

グループホーム 「まめだすか」

運 営 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会医療法人正和会 が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- ① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ② 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- ③ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- ④ 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホーム まめだすか とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 3名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 3名 (管理者との兼務を含む)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 18名以上
介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は27名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下、介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。
- 4 3カ月の期間の他、利用者の状態が悪化した場合、必要に応じたサービスが提供できるよう、介護計画を見直す。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

項 目	1日あたりの自己負担額	1月（30日）あたりの自己負担額
①家賃（東・西棟）	1,100円	33,000円
②家賃（南棟）	1,200円	36,000円
③食材費	1,200円（1食 400円）	36,000円
④水道光熱費	—	施設使用額÷入居人数（9）
⑤その他、日常生活において通常必要となる費用 （利用者が負担することが適当と認められるもの）		

- 2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、指定期日までに受けるものとする。
- 3 生活保護適用の方については、家賃を市町村（福祉事務所）の定める額の上限とする。
- 4 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、法令で定められた介護度であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと
- ③ 常時医療機関において専門的な治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。なお、これ以外の退居については次のとおりとする。

- ① 利用者に7日間以上の入院治療の必要が生じたとき。
- ② 利用者から退居の申し出があり、家庭復帰が適当と認められたとき。
- ③ 利用者が死亡したとき。
- ④ 要介護の状態が、法令で定める入居のための条件に該当しないと判定された場合。
- ⑤ 利用料やその他自己の支払うべき費用を3ヶ月分以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わないとき。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供医療機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であったものが、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うための対応をする。

2 前項の賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 管理者は、非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備すること。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての重要事項)

第18条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

第19条 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

第20条 事業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限しない。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合、書面での同意がある場合はこの限りではない。

しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告するものとする。

第21条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

平成18年12月20日 第9条 3項 追記

この規定は平成19年4月1日から施行する。

平成19年5月1日 第19条 追記

※条文第19条追加により、現行第19条は第20条に繰り下げるものとする。

平成31年3月1日 第9条 4項 追記

この規定は平成31年4月1日から施行する。

令和3年3月29日 第17条 追記

※条文第17条追加により、現行第17条以降は繰り下げるものとする。

この規定は令和3年4月1日から施行する。

令和5年8月1日 第9条 食材費 自己負担額 変更

この規定は令和5年8月1日から施行する。

